

時報

# 駅通情報

第62号

## 会状（物）の廃送りが有料化に移行する過渡期の実態（一）

—新郵便制度施行後も駅通に依存—

### ○はじめに

明治初期、新郵便制度が施行された北海道も、公用といえど、一般的な私用郵便同様、取扱料金を徴収することになった。しかし、それは法令上のことと、実際にはすんなりと実施されなかつた。

この公状（物）の廃送りが、宿駅の任務として取扱われていた時代から国家強占の郵便制度へ移行後も、私用郵便同様有料化されたものの、公用郵便は同様とした。本稿では、その経緯を追述しようとするものである。

### ○無料化時代の公状（物）廃送り

公状（物）とは、現代的にいえば、各種役所に発着する文書、いわゆる公用状（物）のことであり、江戸時代から明治維新直前までは、一般に御用状、又は御用物と称し、幕府、又は藩、下っては、開拓使下において、新郵便制度施行までの間は、公状（物）に限つては、宿駅の責任において、人馬の廻送りが行われた。確ねていうと、それは北海道に郵便制度が施行され、信書等が公私に問りなく公平に迅速する方法として、法令上は国の専任事業として強占扱わることとなつた。しかも、それは、田舎人地（渡島半島等、和人の居住が許

されている地域）と、開拓地（奥地の、おおむねアイヌ人の居住している地域）とでは実態が異なつてゐる。スペースの関係で詳しく述べ難いが、なお詳しく知りたい方は、拙著「北海道宿駅（駅通）制の研究」（上巻・江戸時代編）によられた。

本稿では、開拓使支配時の、郵便制度改訂前後の公状（物）の廻送り、それも廻送りが有料化されるまでの経緯を中心取り上げることにしたい。

特に、駿東地については、駅間十数里という長距離区間は常態であり、公状（物）を单独で廻送することは、劳役の面ばかりでなく効率的にも問題であった。しかも、公状（物）単独の廻送りは旧来から無資が原則であった。しかし、開拓使支配になつて、開拓が奥地に及ぶにつれて、開拓使の出張所（員）等も増加し、廻文での頻度も増してきたので、駅通人足の出張の都合も高くなつてきた。現地の駅通においては、この敷衍策として、緊急を要する公用の場合は除いて、日付回という組合いで、差立定日を決めて廻送することとし、負担軽減を図つた。しかし、この廻立ては無資であつたから結果、所屬駅通の全額負担となつていたので、現地から有料にしてほしいとの声が挙つっていた。

明治維新以後も、おおむね駅通と大差ない方法で運行されたが、明治元（一八六八）年七月、中央においては、「此月令シテ更ニ公狀ノ無賃廻送ヲ禁ス（憲法附則）」と、公状の無賃廻送を禁じている。文中に「更ニ」とあつて、この布告は、以前に既に有料廻文になつていたものとのようであるが、これについて明文は見当たらない。

北海道において、この点の詳細については、「前回、中卷「明治初期編」に記述しておいたが、簡単にいうと「公狀、及び官金等は無賃」となつていただのである。本州では、そのころ既に有料廻送になつていたのはなぜであろう。北海道では開拓使時代の特異事情を考慮したのか知れないのである。

ところが、明治四（一八七一）年に至つて「從來公狀廻送ハ無賃ナルヲ當止月ヨリ御定貰候トス（北海道史）」となつた。

この御用鐵道とは、従前、松前藩、又は幕府御用奉行が設立した公用鐵道の事である。公用鐵道と同様、開拓使が設立した公用鐵道のことである。くどいようであるが、重ねていうと、開拓使の役人等官員が公用で通行するさいの公用鐵道料金を徴しているのである。私人通行のさいの相對料金に比較して、可成り低料金に設定されている。

このときの布告によると、「御用鐵道方無料鐵道東北所當來正月より御用鐵道ヲ以御私下ケ可取或旨為心得（中略）御用鐵道之義モ人足費銀受取額江里數見精御用鐵道相應可差出候様……（各處往復）」  
正月二十五日

十なむち、公狀の趣立ては、明治四（一八七一）年正月から、すべて御用鐵道の支払いを要することになった。しかしこれは、開拓使と駅運営の問題であつて、直接趣立てに当たる人足等にはかわりのないことであつた。というのは、従来無目であったといつても、音波に面接する人足に對しては、駅運営の負担において何がしかの料金が支払われていたからである。

### ○ 公狀の趣立てに苦情出る

前述のとおり、これまで無目であった公狀の趣立てが、四年正月からは、御用鐵道のみで支取ることになった。以後、趣立ても駅頭に運行されるはずであるが、実は、むしろ公狀趣立てが廃止するとして、布告発出直後に早くも苦情が出た。

それは、これまで無目であった公狀の趣立てが、明治四年正月から定料金を徴収することになつた。以後公狀の趣立てが廃止に運行される筈であるが、逆に苦情が出てきたのである。同年五月のこと、函館支厅から札幌本府に對し、「御用鐵道方先角等間ニ而駅延イタシ不都合ニ付向後右様之既定之種東西場所ニ子其地り御布告有之……（札幌往復）」との申入れがあつた。料金化してかなり経過してからのことである。しかし、この通報が、東西場所という

けで、具体的に駅名を挙げておらず、また、これだけでは何の理由で廃止したのか明らかでなく、改善のしようもない。しかし、この指摘があつたためか、それから暫く経つての辛亥八月十日、開拓使は、東西各團の結合に対し、「御用鐵道物等趣立て方之便ニ付東西場所相應候勿近東北鐵立方等開之廻り時、及運輸御用若支不該候各皆内其駅場役人共向後心持違不致様慎重可候中付候（開拓使布告）」との旨を達した。この中途は支配解除される直前の諸端へも併せて説明された。

公狀趣立てに於いては、極端に一か所に長く滞留したり、郵便制度施行後の書留扱いのように、記録処理されるのであれば、趣延駅所やその理由が明らかになるが、一般郵便物と同様、記録がないため、事故発生箇所が明らかにならない場合が多い。従つて、責任の所在も亂明できないことになる。

### 本物の駅跡は 隣岐以外にも存在するのか（二）

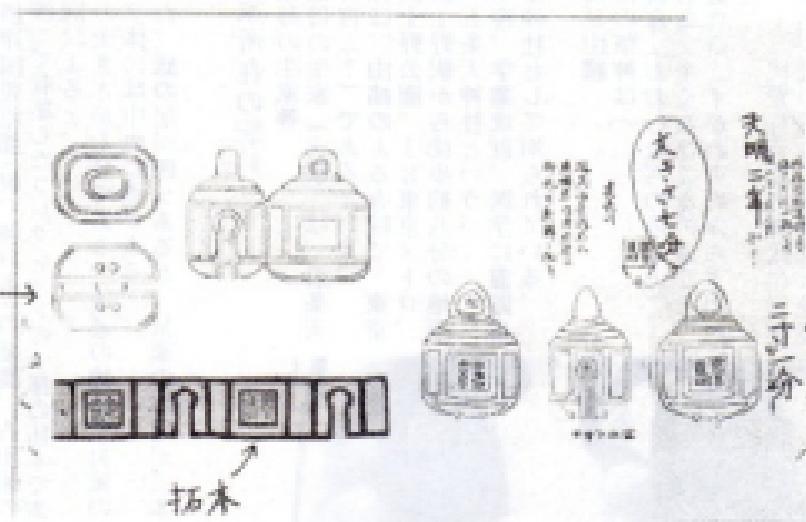
本稿では、前回に引き続き隣岐の駅跡についての歴史的詳細、及びM氏所蔵の駅跡と相母の実家である五条大神社の由緒等の概要について記述する。

以上のとおり、隣岐とM氏所有の駅跡に重点を置いたため、大化の改新時の駅制については、駅跡と関係する事項のみ記述し、駅路の構成、駅跡の利用者の資格等については省略したものである。

以下引き続き、隣岐の駅跡について記述する。

## 玲瓏閣集古帖(れいとうかくしゅうこちょう)

足がりつ



玲瓏閣(れいとうかく)に収蔵された藤原朝駿作(むさきのむすめ)にえがれいの図  
古代の駿馬御(すまご)と駿使(すまし)に与えられた圖で、裏面に「駿」「馬」の直記があります。駿  
馬や駿使は古来から駿馬御(すまご)と駿使(すまし)の御名で記載されています。商品は藤原朝  
道家の「足がりつ」(足がりづ)に収録し、今更に収定された史跡の藤原朝御用(すまご)と  
あ)がないため、駿使御(すましご)が変更した平安朝以降のものとする見解もあります。

- この図は、玲瓏閣免象郡(現・神戸市)の豪農であった  
吉田家の当主が、3代に渡り収集したコレクションの一部の拓本。
- 馬 7分 字大きさが7分である。→ 森居氏の字体  
駿御
- 足 4分 字大きさが4分である。→ 森居氏のは足がりづ

右は、「前脚跡（れいたくあと）」に取扱された陸岐國駅跡の図である。古代の駅伝制で駅傳に与えられた跡である。表裏に「駅」（跡）の表記がある。拓本や前後左右天地からの詳細な見取図が記載されている。現品は、陸岐國造家（おきこくそく）に由来し、令文に規定された支給の駅踏数を示す焼（きざみ）がないため、駅伝制が實質した平安朝以降のものとする見解もある。

右図は、陸岐國鬼原郡（現・神戸市）の豪農・吉田家の当主が、二代に渡つて取扱したコレクションの一部の拓本である。

右図によると、前述の埼玉県M家の駅跡の字の大きさが七分である。前述の埼玉県M家の駅跡の字体には中央に点がある。また、底の足が四つあるが、M家の足が二本であ

- ### 三 M家所在の駅跡
- M家祖母の生家等  
M家祖母の生家（実家）は、五条天神社の神官（？）であるという。
  - 同神社は、由緒のある寺院で、東京都台東区上野公園。JR東京メトロ、高成電鉄上野駅から徒歩約八分の地点にある。五条天神社という。
  - 病院平櫻、学業成績、医学に雷撃あらたかな神社として知られている。
  - 緊急及び由緒  
この神社の祭神は
  - 太己貢命（おおむなみのこと）  
少彦名命（すくなひこなのみこと）  
菅原道真命（すがわらのみちまさねのみこと）
  - また、十二代景行天皇の御代に日本武尊が東夷征伐の折り、上野忍ヶ丘を通ったとき、柴御神（一柱）にご加護を頼

- ### 4 江戸時代初期、當時の神職であった斎川屋敷内に祀られていた音原道真を合祀し、下谷天満宮といわれた。 社殿は、大正十三年に現在地に移設した。
- ### 5 M氏所有の駅跡

少なくとも、江戸時代後期に作られたものと思われる（二七〇〇年以前）。誰かの元に所蔵されていたのかがボイントである。

### 四まとめ

1 本物の駅跡は陸岐の物だけか  
今日は、駅跡中の駅跡に絞つて考察したが、調査が進むにつれて、次々と新たな駅跡が生じ、それが甚々深まってきた。しかも、駅跡発行以来千数百年の今日まで、陸岐の駅跡のみが本物であるとの学説が一般的であり、他の物は、後世に作成された模造品であるといわれてきた。

私も、その学説を読んでその通りであろうと翻覆みにして、これを信じてきた。その後、種々の文献を読みむら、どの学説も陸岐の駅跡を本物へと確信してそれを模造品という学者もいる」とし、それを参考として後世において模造したものであるとしている。しかし、その学説も断定できる決定的なものではないことに気が付いた。

要するに、その後、次々に発見される駅跡（模造の）が、唐磨（熱）物と断定する学説はないのである。従つて、陸岐の駅跡以外にも本物がある可能性がなしとせず、本物の駅跡がの他にも埋めていることが否定されないと想うのである。

2 陸岐の駅跡以外はすべて模造品であると假定して近世において、古代の駅跡時使用の駅跡として発見されたもの自体世に知られず、一部の識者以外その存在すら知られないことを感謝し、陸岐神社拜殿を祀る大いに創始する」とされている。

以上、今まで一八九〇年の同・東の大洗磯崎神社、西の少彦名とともに三善神の一つとして歌われていた。

ていなかつたのである。

しかも、後世においてなぜ複数種が作られたのであろう。それも長年の間にいくつもの複数品と替する駅跡が発見され、現在、そのうちのいくつかの駅跡があり、これを所有する人が懸念を持ちつつ保存しているのである。

後世において発見（又は確認）された駅跡であろうと、複造品であろうと、これを製作するに当たっては参考にした本造物（又は複造）の駅跡があつたはずである。そのうちには隣駅の駅跡を参考にしたであろうが、隣駅以外の駅跡を参考にして複造したものも皆無なのであらうか。駅間は深まるばかりである。

### 3 隣駅と駅家保存駅跡の複造点

前に出のとおり、隣駅とM家の駅跡を比較してみると、①隣駅のは、足が四本であるのに對し、M家のは三本である。また、②駅家の駅跡の「驛」という文字に、明らかに中央に「一」があるのに對し、隣駅の駅跡には「驛」と、点がない。など明らかな違いがある。また、隣駅とM家に共通しているのは、歴史上に論争の一つになつてゐる駅数の刻みが双方ともないことである。

学説によると、当時の駅跡には駅数が刻まれていたといふ学者もいる。これらは現在に至るも解決されていない。もともと、当時の駅跡には駅数がなかつたことも考えられるが、だとすると、当時の朝廷は駅使の身分の證明は何によつて行われたのであらう。ある学者は、この点を重視している人もいる。またまだ多くの疑問が生じてくるが、それは本誌の読者に任せることとして、一応締めくくることとした。

## 明治初期における 駅通所の経歴と運営状況（十二）

### ○

1 沿革  
1(1) 本駅設置年代不詳。明治十年五月中に初めて駅名を付す。

1(2) 駅跡は、都度民管とす。

2(1) 駅跡は、四里二十一町五十一間であるが、そのうち二里十八町は険しい難道であるといふ。

### 13 砂原：さわら

○開拓使事業報告による

所在地 芝浦郡砂原村

二 駅への距離 駅場へ 四里二十一町五十一間  
二里十八町三十二間

三 人馬鹿立貢目背頭 森へ

駅場へ 同じ

四 沿革

1 明治十年五月駅場を置き、都て民管とす。

2 同十二年規則更正村民協力連伝す。

### ○ 解説

1 明治十年の開設で、開拓使支配に入つてから設けられた珍しく遅い開場である。この街道は近年に入つて急に通行人が増加したのであらうか。確かに、距離的には一駅を必要とするものである。

2 しかし、廃止は、他の本街道駅の駅場と同じく明治十二年で、在駅権が二年という短さである。これでは宿駅としての施設も十分整わずに終つたであらう。

○ 他の資料に見る状況

本編をもつて、下海岸道（駅跡・森間）の宿駅についての記述は終了し、森駅において、「駅舎から大野駅経由」で東進してきた東海岸道に合流する。下海岸道は、これまで記述してきたとおり、東海岸道に対してもうべき街道である。以下、下海岸道の終点、森駅までを記述する。

○解説  
開拓使事業報告と類似の記載であるが、しかし実際には違つていて、駅通としての名前は明治十年になつてから付けたのが駅務はそれ以前から執行していたようである。

1. 駅通取扱人並給料・駅馬

從業より村の書役等によつて業務していく、別に給料を与へず。

また、駅馬については、別に配備しておらず人馬所有の馬を以つて、必要な都度供出し公私共通便していた。

2. 人馬賃錢と荷物の買賣

明治二年二月人馬公私区の区分を定めたるは前駅に見ゆ。其後人足一人一里金四錢、馬一匹一里金六錢、至急早追は人足のみ本賃錢の五割増、昼夜運行は二倍の増賃を收入し馬の割増は別に之を受けず、明治十二年十一月以後は前駅に述る如し。

○明治二年十月馬の種荷は十八貫目までとし、其後は改所なきを以て確定なし。明治十二年以後は前駅に見ゆ。

3. 解説  
日光の駅通業務は、村の書役が兼務しているという。他の面端では村田掛野村のトーブの担当であるが、砂原駅では書記の兼務としている。

○駅馬として特別に記えておらず、必要が生じた都度、村下の農耕用馬等を借用して起立にて当てている。

○人馬賃錢は、他の駅場同様円錢制を適用し統一をとっている。

14. 掛 頭 … かかりま 所在地 茅部郡掛頭村

I. 右駅通は設置年月不詳で、廢止は明治十二年とある。森駅にも近く名ばかりの駅場であった。人馬起立での利用もほとんどなく、必要性に欠ける駅場である。

15. 尾白内 … おしめるない

〔甲第百九拾六号〕  
民事課駅通係  
駅通取扱人名其他調方云々被子御中越ニヨリ取調候處 別紙文書候奉今回及御御候御御御有之處此段及回音候也  
九年九月三十日 記

1. 尾白内駅取扱人 沖島国茅部郡尾白内村平民吉原源藏

但尾白内村々用係兼務九年五月(年齢六十四年七ヵ月)

1. 月給三円三十三銭三厘 但村費

1. 駅場 但駅場取扱人笠原源藏自宅ニラキテ村役場アモ

兼事務取扱フ

○解説  
1. 右によると、明治九年次、既に駅通が設置されていて、笠原が駅通取扱人を勤め、同人自宅をもつて営業していた。

2. この者には、村費から月給三円三十三銭を支給していた。

3. 番原某は尾白内村の村役員を兼務していたといふ。

4. 駅通は、他の下海岸道沿いの駅通と同様、明治十二(一八七九)年十月の商船支庁管内駅法改正のさい廃止されたようである。

● 資料寄贈お礼

一 近代國家形成における郵便制度の官営時代について(未収集)

一 台湾新式郵便制度の設定をめぐる(考察) 外一件 東京都 右岡 氏

発行年月日 平成二十年六月五日

発行者 布無料 札幌市南区川沿四条五丁目二一  
史学研究会 主宰 宇川隆雄  
TEL: 〇一一-447-1116〇一  
FAX: 〇一一-447-0909

<https://rashi.hptossekk.co.jp/>